

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課) 一
- 建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示 (契約課) 二
- 宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示 (同) 三
- 平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正 (同) 四
- 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示 (同) 五
- 教育・福祉複合施設整備事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格 (教育庁教職員課) 五
- 土地改良事業計画の適当の決定 (大河原地方振興事務所) 七
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告 (教育庁教職員課) 七
- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 一一

ページ

告 示

○宮城県告示第一千十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

一 代表者の氏名 大久保 朝江

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡三丁目十一番六号コーポラス島田B・六

三 定款に記載された目的 この法人は、豊かで住みよい地域づくりの実現のために、宮城県を中心としたボランティア及びNPO(民間非営利組織)活動に関わる情報の収集及び提供を主軸に、NPOやボランティア団体等が活動しやすい環境づくりと、地域の人がボランティアに参加しやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年十月十六日

○宮城県告示第一千十二号

障害者自立支援法平成十七年法律第二百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
○四一五二〇〇一四六	さくら介護センター 仙台市宮城野区東仙台一丁目十番三十八号	有限会社さくら介護センター	平成二十年十月三十一日

○宮城県告示第一千十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、亘理町及び山元町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十四号

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程(昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十二条第一項」を「第十二条第一項第三号」に改め、「(第四条第二項の規定の適用がある者を除く)」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削る。

第三条第一項第七号中「財団法人日本建設士会認定協会」の「(平成五年十一月一日に財団法人日本品質システム審査認定協会とこの名称で設立された法人をこつ。以下同。)」を加える。

第四条第二項中「第十二条第一項第四号」を「第十二条第一項第三号」に改める。

第六条第二項の「中」中「社団法人建設コンサルタンツ協会」を「(昭和38年3月4日に社団法人建設コンサルタンツ協会という名称で設立された法人をいう。)」と「社団法人全国地質調査業協会連合会」を「(昭和39年2月20日に社団法人全国地質調査業協会連合会という名称で設立された法人をいう。)」と「社団法人日本補償コンサルタンツ協会」を「(昭和52年7月11日に社団法人日本補償コンサルタンツ協会という名称で設立された法人をいう。)」と「社団法人日本建築積算協会」を「(昭和50年7月10日に社団法人日本建築積算協会という名称で設立された法人をいう。)」と「(民営) 回覧会の会中」を「(民営) 回覧会の会中」に改め、回覧会の会中「入札参加資格の承認を行う日の属する年度の初日(以下「基準日」という。))の属する年の直前の1年間に、(入札参加資格の申請時において、(入札参加資格の承認を行う日の属する年度の初日(以下「基準日」という。))の「表彰を受けた」を「表彰を受けている」に改める。

第九条第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第十一条第一項第二号を次のように改める。

二 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者に該当するようになったとき(契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被補佐人又は未成年者を除く。)

第十一条第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

第十二条第一項第六号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第三号の規定により参加資格を取り消された者は、前項の通知があつた日から三年を超えない範囲で知事が定める期間、入札参加の資格を失つ。

第十二条第四項を削り、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条を削る。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号(第8条関係)

建設関連業務指名競争入札参加資格に係る変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名
印

年 月 日付けで承認を受けた建設関連業務指名競争入札参加資格については、下記のとおり申請内容に変更があったのでお届けします。

1 承認番号 第 号

2 変更内容

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(注) 1 次に掲げる事項に変更があった場合、速やかに提出すること。

法令等の登録に係る登録番号及び登録年月日

商号又は名称(受任機関を含む。)

本店又は受任機関の所在地(郵便番号を含む。)

代表者又は受任者の氏名

本店又は受任機関の電話・ファクシミリ番号

2 添付書類等については、下記のとおりとする。

(1) に該当する場合は、登録証明書等の写しを添付すること。

(2) ~ に該当する場合は、登記事項証明書を添付すること(写し可)。

(3) に該当する県外本店業者の場合は、委任状を併せて提出すること。

(4) , に該当する場合は、ふりがなを振ること。

(5) に該当する場合は、添付書類は不要

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。ただし、第三条第一項第七号の改正規定及び第六条第一項の改正規定中C表(1)に係る部分は、平成二十年十二月一日から施行する。

〇宮城県告示第十五号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程平成十二年宮城県告示第七百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十条第一項」を「第十条第三号」に改め、「(第四条第二項の規定の適用がある者を除く。)」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を削る。

第三条第一項第六号中「財団法人日本適合性認定協会」の下に「(平成五年十一月一日に財団法人日本品質システム審査登録認定協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 技能士(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項の規定又は同法附則第一条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)第二十五条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級若しくは二級の建築大工、左官、とび、とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウエルポイント施工、ブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み、石工、建築板金、板金、板金工、かわらぶき、スレート施工、冷凍空調調和機器施工、配管(選択科目を「建築配管作業」、「暖冷房設備配管作業」、又は「給排水衛生設備配管作業」とするものに限る。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工、タイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、鉄工(選択科目を「製缶作業」、「製罐作業」、「構造物鉄工作業」、又は「鉄工作業」とするものに限る。)、製罐、鉄筋施工(選択科目を「鉄筋施工図作成作業」、及び「鉄筋組立て作業」とするものに限る。)、鉄筋組立て、工場板金、打出し板金、ガラス施工、塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、防水施工、畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工、熱絶縁施工、造園、さく井、建具製作、木工(選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。)、建具工、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするもの又は検定職種をれ

んが積み、コンクリート積みブロック施工若しくは路面標示施工とするものに合格した者（宮城県内に本店を有する者に在籍している者に限る。以下同じ。）が在籍している場合には、その者の合格証書の写し）

第四条第二項中「第十条第一項第四号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第五条の二第一項第二号八中「建設工事故防止対策推進大会における優良現場代理人表彰」を「建設工事故防止優良者表彰」に改め、同号に次のように加える。

ル 技能士の在籍の状況

第五条の二第二項の表第五条の二第一項第二号下に掲げる事項の項中「受けた」を「受けている」に改め、同表第五条の二第二項第二号又に掲げる事項の項中「基準日の属する年の直前の一年間に」を「参加資格の申請時において」に、「交付を受けた」を「交付を受けている」に改め、同項の表に次のように加える。

第五条の二第一項第二号ルに掲げる事項	参加資格の申請時に、技能士が在籍している場合	技能検定の検定職種の等級が一種のとき又は技能検定の検定職種が、れんが積み、コンクリート積みブロック施工若しくは路面標示施工のとき	技能検定の検定職種の等級が二級のとき	技能士一名につき一点	三十点を上限とする。
--------------------	------------------------	--	--------------------	------------	------------

第五条の四第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十条第一項第二号を次のように改める。

二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当することとなったとき（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被補佐人又は未成年者を除く。）。

第十条第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

第十条第一項第六号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第三号の規定により入札参加登録を取り消された者は、前項の通知があった日から三年を超えない範囲で知事が定める期間、入札参加登録の資格を失つ。

第十条第四項を削る。

第十一条を削る。

様式第四号及び様式第六号中

「工事成績評価

○ 優良工事表彰状況

○

優良現場代理人表彰状況

○ 建設業法違反状況

指名停止状況

○ 労働災害防止協会表彰状況

ISO9000・ISO14000取得状況

○ みちのくEMS取得状況

労働者雇用状況

○ ボジチイブ・アクシヨソ推進状況

地域貢献状況

○ 地域貢献活動

「県工事成績評価

○ 優良工事表彰状況

建設工事故防止優良者表彰状況

○ 建設業法違反状況

指名停止状況

○ 労働災害防止協会表彰状況

ISO9000・ISO14000取得状況

○ みちのくEMS取得状況

労働者雇用状況

○ ボジチイブ・アクシヨソ推進状況

地域貢献状況

○ 技能士在籍状況

改める。

○ 技能士在籍状況

附則

○ 技能士在籍状況

（施行期日）

○ 技能士在籍状況

1 この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。ただし、第三条第一項第六号の改正規定は、平成二十年十一月一日から、第三条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に一号を加える改正規定、第五条の二第一項第二号にルを加える改正規定、同条第二項の表の改正規定並びに様式第四号及び様式第六号の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程第三条の規定による申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

○宮城県告示第千十六号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第四十七条の次に次の二条を加える。

（暴力団等排除に係る解除）

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、

この使用人がこの業務として行った行為は、この行為とみなす。

(1) この役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していること認められるとき。

(2) この役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていること認められるとき。

(3) この役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していること認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること認められるとき。

(4) この役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること認められるとき。
(5) この役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していること認められるとき。

2 この共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前各項の規定により契約が解除された場合においては、前条第2項及び第3項を準用する。

様式第1号の第四十八号中「前条第1項、第47条第1項、前条第1項及び第2項、」を次のとおり改める。
様式第1号の第五十号第2項及び第8号中「第47条、」を「第47条、」及び「第47条の2、」を加える。
様式第1号の第五十号の3、第1号中第4号及び第5号を「第47条の2、」及び「第47条の3、」とする。

(4) 前3号の規定に該当しない場合であつて、独禁法第50条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、同条第5項の規定により確定（独禁法第52条第5項の規定により確定したときを含む。）したとき、又は独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。

様式第1号の第五十号の3、第1号の1項を加える。

2 前項の場合において、これが共同企業体であり、既に解散している場合は、代表者であつた者及び

構成員であつた者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して甲に支払わなければならない。

○宮城県知事第百七十七号

物品調達並びに係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

物品調達並びに係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

物品調達並びに係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成十九年宮城県告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号の4を改正する。
第2条第1号中「第9条第1項、」を「第9条第1項第4号、」に改め、「（次条第2項の規定が適用される者を除く。）」を削り、「同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を削る。」

第3条第1項中「第9条第1項第3号、」を「第9条第1項第4号、」とし、「参加資格の登録の」を「第1項の規定による」と改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、次条第4項に規定する登録を行う日の属する月の前々月の末日までに行われなければならない。

第9条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第1項に規定する者に該当する者となつたとき（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）
四 地方自治法施行令第百六十七条の四第2項第4号の1を次のように改める。

第9条第3項を次のように改める。
三 第1項第4号の規定により参加資格の登録を取り消された者は、前項の通知があつた日から三年を超えない範囲で知事が定める期間、参加資格を失つ。

第十條を削る。
第十一條後段を削り、同條を第十條とし、第十二條を第十一條とする。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

○宮城県知事第百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といふ。）第百六十七条の五第1項の規定により、宮城県が発注する宮城県教育・福祉複合施設整備事業（以下「本事業」といふ。）について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百

七十二号)の規定が適用される一般競争入札(以下「特定調達に係る一般競争入札」という。)に該当することから、本事業に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、資格要件を満たす者で本事業に参加するものは、次の二から八に定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認されなければならない。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当するものであること。

1 次の(一)及び(二)のいずれにも該当するものでないこと。

(一) 施行令第六十七の四の規定に該当する者

(二) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格審査申請書(添付資料を含む。)の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

2 参加を希望する業務の種類に応じた次の基準を満たす者

(一) 設計業務を担当する者

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(二) 工事監理業務を担当する者

建築士法第二十三条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(三) 建設業務を担当する者

(1) 建築一式工事を担当する者

(イ) 業務の内容に応じた、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けていること。

(ロ) 建築一式工事について、入札参加表明書受付締切日において直近の建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の結果の総合評価値が、九百五十点以上であること。

(2) 電気工事のみを担当する者

(イ) 業務の内容に応じた、建設業法第三条第一項の許可を受けていること。

(ロ) 業務の内容に応じた、建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていること。

(3) 管工事のみを担当する者

(イ) 業務の内容に応じた、建設業法第三条第一項の許可を受けていること。

(ロ) 業務の内容に応じた、建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていること。

(四) その他宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に該当しない業務を担当する者
当該業務を実施するに当たり必要な法令上の許可、登録等を有していること。

二 申請に必要な書類

1 一般競争入札(特定調達契約)参加資格審査申請書

2 添付書類

参加を希望する業務に関し資格を有することを証するもの等の写し

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語とする。

四 受付期間

平成二十年十月二十八日から平成二十年十二月十八日まで。ただし、宮城県の休日を含め、平成元年宮城県条例第十号)第一条に規定する日(以下「休日」という。)を除く。

五 受付時間

午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後四時まで

六 申請用紙(指定様式)の配布期間

平成二十年十月二十八日から平成二十年十二月十八日まで(休日を除く。)

七 申請用紙の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教職員課 教育・福祉複合施設整備チーム

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、一般競争入札(特定調達契約)参加資格承認者名簿に登載する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教職員課 教育・福祉複合施設整備チーム

(電話〇二二・二二一・三六八八)

〇宮城県告示第十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、角田隈東土地改良区が行う土地改良事業(北谷地地区)計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月二十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業(北谷地地区)計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十月二十九日から平成二十年十一月二十七日まで

三 縦覧場所

角田市役所

公 告

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十月二十八日

宮城県知事 村井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

宮城県利府町菅谷台四丁目二番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県利府町菅谷台四丁目一番一

菅野 よしゑ

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

平成二十年十月二十八日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村井 嘉 浩

1 事業名称 宮城県教育・福祉複合施設整備事業

2 事業場所 名取市下増田字大橋本一〇二番地 外七十三筆
名取市下増田臨空土地区画整理事業地内 保留地五十七街区八十各地

3 事業内容 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下「PFI法」という。)に基づく特定事業として、宮城県教育・福祉複合施設(以下「本施設」という。)の以下の業務を実施する。

(一) 施設整備業務

(二) 維持管理業務

4 事業期間 契約締結日から平成二十九年三月三十一日まで

5 予定価格 八、八〇八、五四一、〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を除く。)

6 入札方式 総合評価一般競争入札

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成については、以下のとおりとする。

(一) 本事業の入札に参加する者は、以下に掲げる企業(以下「構成員」という。)により構成されるグループとする。なお、構成員は落札した入札参加者が本事業を実施するために設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)への出資予定の有無を問わない。

(1) 本施設を設計する者(以下「設計企業」という。)

(2) 本施設の工事監理にあたる者(以下「工事監理企業」という。)

(3) 本施設の建設をする者(以下「建設企業」という。)

(4) 本施設の維持管理を行う者(以下「維持管理企業」という。)

(二) 構成員には、前項(1)から(4)に掲げる業務以外を実施する者で、SPCへの出資を行う者(以下「出資企業」という。)を含めることも可能とする。また、構成員は、事前に県の承諾が得られた場合は、SPCから請け負う業務について、第三者に委託し、または下請人を使用することが出来るものとする。

(三) SPCへの出資者は必ず構成員となるものとし、建設企業、維持管理企業については少なくとも各一者がSPCに出資することとする。また、入札参加者は、構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとし、代表企業の出資比率は出資者中最大とし、出資企業は、出資比率を五十パーセント未満とする。

(四) 落札者は本事業を実施するため、仮契約を締結する前に、会社法（平成十七年法律第八十六号）に定める株式会社としてSPCを宮城県内に設立するものとする。

(五) すべての出資者は、SPCの株式について、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

2 企業の参加資格要件

(一) 入札参加資格審査申請書の受付締切日及び事業契約締結日までに、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 入札参加資格審査申請書の受付締切日及び事業契約締結日までに、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條に基づき更生手続開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）第二十一條第一項又は第二項に基づき再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画取消し決定を受けていない場合、又は再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取消し決定を受けていない場合を除く。

(三) 入札参加資格審査申請書の受付締切日及び事業契約締結日までに、会社法第五百十一條の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であり、かつ、破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八條又は第十九條による破産の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者であること。

(四) 入札参加資格審査申請書の受付締切日及び事業契約締結日までに、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）、建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第二百四十三号）及び物品調達等に係る競争入札の参加資格に関する規程（平成九年宮城県告示第二百七十五号）に基づく資格制限（指名停止）を受けている期間中の者及び参加資格の取り消しを受けている者でないこと。

(五) 最近二年間で国税及び都道府県税を滞納している者でないこと。

3 業務を担当する者の資格等要件

(一) 設計企業に必要な資格

設計企業は、以下の要件を満たしていること。ただし、複数の設計企業で業務を分担する場合は、総括する企業を置くものとし、以下の(1)及び(2)の要件についてはすべての企業が、(3)及び(4)については統括する企業が該当すること。

(1) 設計業務について、「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加資格申請書の受付締切日までに受けていること。

(2) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(3) 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間において、延床面積一万平方メートル以上の公共施設等の設計、かつ、五千平方メートル以上の教育施設（学校、図書館、研修施設等）、児童福祉施設又は児童相談所の設計を行った実績を有すること。

(4) 次の(イ)から(ホ)の要件を満たす設計業務の技術上の管理及び総括を行う管理技術者を専任で配置できること。

(イ) 設計企業と直接的かつ恒常的に三ヶ月以上の雇用関係があること。

(ロ) 建築士法第五条に基づく一級建築士の免許の登録を行っていること。

(ハ) 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間において、延床面積一万平方メートル以上の公共施設等の設計、かつ、五千平方メートル以上の教育施設（学校、図書館、研修施設等）、児童福祉施設又は児童相談所の設計を行った実績を有すること。

(二) 工事監理企業に必要な資格

工事監理企業は、以下の要件を満たしていること。ただし、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、総括する企業を置くものとし、以下の(1)及び(2)の要件についてはすべての企業が、(3)及び(4)については統括する企業が該当すること。

(1) 工事監理業務について、「宮城県一般競争入札（特定調達契約）参加資格」の登録を入札参加資格申請書の受付締切日までに受けていること。

(2) 建築士法第二十三條の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(3) 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に完成した延床面積一万平方メートル以上の公共施設等の工事監理、かつ、五千平方メートル以上の教育施設（学校、図書館、研修施設等）、児童福祉施設又は児童相談所の工事監理を行った実績を有すること。

(4) 次の(イ)から(ホ)の要件を満たす建築基準法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条の四第二項に規定する工事監理者を専任で配置できること。

(イ) 工事監理企業と直接的かつ恒常的に三ヶ月以上の雇用関係があること。

(ロ) 建築士法第五条に基づく一級建築士の免許の登録を行っていること。

(ハ) 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に完成した延床面積一万平方メートル以上の公共施設等の工事監理、かつ、五千平方メートル以上の教育施設（学校、図書館、研修施設等）、児童福祉施設又は児童相談所の工事監理を行った実績を有すること。

(三) 建設企業に必要な資格

建設企業は、以下の要件を満たしていること。

(1) 建設業法（昭和二十四年法律第九号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち建築一式工事（以下「建築一式工事」といふ。）を担当する建設企業は、以下の(イ)から(ホ)の要件を満たしていること。ただし、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあつては、

統括する企業を置くものとし、以下の(イ)及び(ロ)の要件については全ての建設企業が、(ハ)、(ニ)及び(ホ)については統括する企業が全てに該当すること。

(イ) 建築一式工事について「宮城県一般競争入札(特定調達契約)参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付締切日までに受けていること。

(ロ) 建築一式工事について、入札参加表明書受付締切日において直近の建設業法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の結果の総合評価値が、九百五十点以上であること。

(ハ) 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に完成した延床面積一万平方米以上の公共施設等の建築一式工事、かつ、五千平方メートル以上の教育施設(学校、図書館、研修施設等)、児童福祉施設又は児童相談所の建築一式工事を行った実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたもの、あるいは、共同企業体の構成員として受注した実績の場合は、当該企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であることに限る。

(ニ) 以下に掲げる基準を満たす、建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 建築一式工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び建設業法第二十六条第四項に規定する講習の修了証(以下「監理技術者講習修了証」という。)を取得している者又はこれに準ずる者であること。

b (ハ)に掲げる公共施設の建築一式工事の監理技術者又は主任技術者あるいは現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。

c 建設業法第二十七条の十八の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

(ホ) 入札公告時点においてISO9000シリーズかつISO14000シリーズの認証を取得していること。

(2) 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち電気工事(以下「電気工事」という。)のみを担当する建設企業は、以下の(イ)から(ニ)の要件を満たしていること。ただし、複数の建設企業が共同で電気工事を行う場合にあつては、統括する企業を置くものとし、以下の(イ)の要件については全ての建設企業が、(ロ)、(ハ)及び(ニ)については統括する企業が全てに該当すること。

(イ) 電気工事について「宮城県一般競争入札(特定調達契約)参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付締切日までに受けていること。

(ロ) 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に完成した延床面積一万平方米以上の公共施設等の電気工事、かつ、五千平方メートル以上の教育施設(学校、図書館、研修施設等)、児童福祉施設又は児童相談所の電気工事を行った実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたもの、あるいは、共同企業体の構成員として受注した実績の場合は、当該企業体の経営形態は、共同施工方式によるもので、当該企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であることに限る。

(ハ) 以下に掲げる基準を満たす、建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 電気工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。

b (ロ)に掲げる公共施設の電気工事の監理技術者又は主任技術者あるいは現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。

c 建設業法第二十七条の十八の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

(ニ) 入札公告時点においてISO9000シリーズかつISO14000シリーズの認証を取得していること。

(3) 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事(以下「管工事」という。)のみを担当する建設企業は、以下の(イ)から(ニ)の要件を満たしていること。ただし、複数の建設企業が共同で管工事を行う場合にあつては、統括する企業を置くものとし、以下の(イ)の要件については全ての建設企業が、(ロ)、(ハ)及び(ニ)については統括する企業が全てに該当すること。

(イ) 管工事について「宮城県一般競争入札(特定調達契約)参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付締切日までに受けていること。

(ロ) 平成十年一月一日から入札書類の受付日までの期間に完成した延床面積一万平方米以上の公共施設等の管工事、かつ、五千平方メートル以上の教育施設(学校、図書館、研修施設等)、児童福祉施設又は児童相談所の管工事を行った実績を有すること。当該実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたもの、あるいは、共同企業体の構成員として受注した実績の場合は、当該企業体の経営形態は、共同施工方式による

もので、当該企業体の構成員としての出資比率が二十パーセント以上であることに限る。
 (ハ) 以下に掲げる基準を満たす、建設業法に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

a 管工事に対応する国家資格を有する者であつて、入札参加資格申請受付期日の前日までに当該業種の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者であること。

b (ロ)に掲げる公共施設の管工事の監理技術者又は主任技術者あるいは現場代理人又は現場事務所長としての経験を有する者であること。

c 建設業法第二十七条の十八の規定による建築士事業に係る監理技術者資格者証を有する者で、入札書類の受付日以前に三ヶ月以上の雇用関係があること。

(ニ) 入札公告時点においてISO9000シリーズかつISO14000シリーズの認証を取得していること。

(4) 建設業務のうち、右記の(1)から(3)に掲げる以外の建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事を担当する建設企業がある場合は、当該建設企業は、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(四) 維持管理企業に必要な資格

維持管理企業は、宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加資格」の登録を入札参加資格審査申請書の受付締切日までに受けていること。ただし、複数の維持管理企業で業務を分担する場合、それぞれの担当企業が上記要件を満たすとともに、構成企業の中から統括企業を置くものとする。

4 入札参加者の制限

(一) 入札参加者は、三の七の(四)の宮城県民間資金等活用事業検討委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面において関連がある者とは、当該企業の発行済株式総数の百分の五十を超える株式を有し、又はその出資の総額の百分の五十を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、代表権を有する役員を共通にする他の企業をいう(二)において同じ。)。実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(二) 入札参加者は、本事業について、アドバイザー業務を委託する者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、並びに、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務に關与している者は以下のとおりである。

(1) みずほ総合研究所株式会社

(2) 株式会社梓設計

(3) 西村あさひ法律事務所

5 入札参加資格要件の確認

(一) 参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査申請書類受付の日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業及び構成員が参加資格要件を欠くことになった場合には、失格とする。また、落札者決定の日より後、事業契約締結日までの間に代表企業及び構成員が資格要件を欠くこととなった場合には事業契約を締結しない場合がある。

(二) 代表企業及び構成員について、資格・能力上支障がないと県が判断する場合には、変更可能とする。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者 千九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁教職員課 教育・福祉複合施設整備チーム(宮城県行政庁舎十五階 教職員課分室) 担当 奥山、吉田 電話 〇二二・二二一・三六八八 Eメール kyozykk@pref.miyagi.jp

2 入札説明書の公表 平成二十年十月二十八日より宮城県教育庁教職員課ホームページ(URL <http://www.pref.miyagi.jp/ky%2Dteacher/>)に掲載す。

3 入札説明会

(一) 日時 平成二十年十月三十一日午後一時三十分から午後三時まで

(二) 場所 宮城県行政庁舎七階保健福祉部会議室

(三) 申込期限 平成二十年十月三十日正午まで

(四) 申込方法 入札説明会参加申込書に企業名参加者名等を記載の上、申込期限までに、三の1までEメールにより申し込むこと。

4 入札参加資格審査書類の受付

(一) 受付期間 平成二十年十二月八日から平成二十年十二月十八日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く毎日の午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後四時まで。

(二) 提出先 三の1の場所

(三) 提出方法 提出先に提出すること。ただし、郵送による場合は、平成二十年十二月十八日に配達を指定するとともに書留郵便等により配達記録が残る方法によること。

5 入札参加資格の結果通知

入札参加資格審査書類を提出した入札参加者の代表企業に対して、入札参加資格の審査結果を

<p>平成二十年十二月下旬に書面により通知する。</p> <p>6 入札書類の受付</p> <p>(一) 受付期間 平成二十一年二月五日の午前九時から午前十二時まで及び午後一時から午後四時まで</p> <p>(二) 提出先 三の1の場所</p> <p>(三) 提出方法 提出先に提出すること。ただし、郵送による場合は、平成二十一年二月五日に配達を指定するとともに書留郵便等により配達記録が残る方法によること。</p> <p>7 入札の手順</p> <p>(一) 提出された入札書類がすべてそろっていることを確認し、そろっていない場合は失格とする。</p> <p>(二) 開札</p> <p>(1) 日時 平成二十一年二月六日午後四時</p> <p>(2) 場所 宮城県庁行政舎七階保健福祉部会議室</p> <p>(三) 入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十の二第一項の規定による総合評価一般競争入札により落札者を決定する。</p> <p>(四) 審査は、落札者決定基準に従い、学識経験者等で構成する宮城県民間資金等活用事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。</p> <p>四 入札書類の審査</p> <p>1 検討委員会の審査</p> <p>落札者の決定に当たっては、検討委員会において、「2 審査方法」により審査を行う。</p> <p>2 審査方法</p> <p>審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。入札参加資格審査の結果、入札参加を認められた者から提出された入札書類について、提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、県が落札者を決定する。なお、要求水準書が規定する条件を満たすことができない者は失格とする。</p> <p>3 審査項目</p> <p>(一) 資格審査</p> <p>(二) 事業提案審査</p> <p>4 落札者の決定</p> <p>県は入札書類審査の結果に基づいて検討委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を</p>	<p>決定する。ただし、優秀提案が複数あるときは、性能評価点が最も高い者を落札者とする。</p> <p>5 審査結果の通知及び公表</p> <p>入札参加企業又は入札参加グループの代表企業に審査結果を速やかに通知するとともに、平成二十一年三月下旬(予定)までに公表する予定である。</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語、単位、通貨単位及び時刻 言語は日本語、単位は計量法(平成四年法律第五十一号)に定めるもの、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条から第九十九条による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条から第百十五条による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書等において示した条件等に違反した入札は、無効とする。</p> <p>5 入札書類等は返却しない。</p> <p>6 契約書の作成の要否 要</p> <p>7 この入札に係る調達案件について、PFI法第九条に規定する議会の議決を得ることができなかったときは、仮契約の定めにより契約は無効とする。</p> <p>8 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Subject matter of the contract : PFI-based design, construction and maintenance to the building. (BTO scheme)</p> <p>2 The deadline for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : From 8th (Mon) of December, 2008 to 18th (Thu) of December, 2008. (The reception desk will be open from 9:00 to 12:00 and from 13:00 to 16:00 (The desk will be closed at 14:00 on 18th(Thu) of December.) Submission is accepted only by hand)</p> <p>3 The deadline for the submission of tender documents</p> <p>1) Direct applications should be made from 9:00 to 12:00 and 13:00 to 14:00 on 5th (Thu) of February, 2009.</p> <p>2) In the case of application by mail, the tender document should arrive by 5th (Thu) of February, 2009.</p> <p>4 General contact : Education-Welfare Complex Project Team, Personnel Division of Miyagi Prefecture Board of Education, Address : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423</p>
---	---

JAPAN Tel : (022) 211-3688, E-mail : kyosykt@pref.miyagi.jp

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式（その二）を次のように改める。

何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙

衆議院名簿届出政党等名称等掲示

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会

衆議院名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 衆議員名簿届出 政党等の名称
順位	(ふりがな) 氏名		
順位	(ふりがな) 氏名		
順位	(ふりがな) 氏名		
順位	(ふりがな) 氏名		
順位	(ふりがな) 氏名		
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

備考 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿登載者の氏名」については縦書

きとし、「当選人となるべき順位」については、横書きとすること。この場合においては、名簿による候補者届出書の記載に従って、振り仮名を付すること。
別表第二社会福祉法人加美玉造福祉会特別養護老人ホームやくらいサンホームの項の次に次のように加える。

社会福祉法人みやぎ会特別養護老人ホームみやざき 同 郡同 町宮崎字屋敷七番二九番

附 則

この告示は、平成二十年十月二十八日から施行する。